

家をも喪ふにいたるハ、此ものにて候、  
 祭礼・祝儀・老人・病者の養は格別  
 に候へとも、年若きもの決して飲過  
 すべからず、仍て今こゝに添へて  
 諭し置候、總て農民たるもの、この  
 御書付之旨、能々心得べき事肝要  
 に候、村々へ頒ち与ふるには數多書  
 写すへけれハ、おのつから誤字・脱字も  
 あらんことを恐れ、改て板に刻ませ候間、  
 名主・組頭等ハ勿論、小前平百姓の内ニモ  
 年長候者とも常々厚く心懸、世話  
 いたし可レ申候、所によりてハ読物手習  
 なと教ふる者へも渡し置、あまねく  
 村民ともヘ読みかせ、常に能々教諭  
 せしむべきもの也

天保九戌亥歳月